

**改正**

平成9年6月30日訓令第12号

平成17年11月1日訓令第6号

平成18年11月28日訓令第12号

只見町高齢者居住事業実施要綱

(目的)

**第1条** この事業は、居住機能及び交流機能を提供することにより高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

**第2条** この事業の実施主体は、只見町とする。ただし、町長は利用者の決定等を除き、この事業の一部を社会福祉法人南会津会に委託するものとする。

(実施施設)

**第3条** この事業は、只見町高齢者生活福祉センターにおいて実施する。

(利用対象者)

**第4条** この事業の利用対象者は、只見町に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らしの者及び夫婦のみの世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者とする。

(事業内容)

**第5条** この事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 高齢等のため居宅において生活することに不安のある者に対し、一定期間住居を提供すること。
- (2) 利用者に対する各種相談及び助言を行うとともに緊急時の対応を行うこと。
- (3) 利用者が虚弱化等に伴い、老人デイサービス運営事業、ホームヘルパーの派遣等在宅福祉サービスを必要とする場合は、利用手続きの援助等を行うこと。
- (4) 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供等を行うこと。

(利用の申請)

**第6条** この事業を利用する者（以下「申請者」という。）は、只見町高齢者生活福祉センター居室入居申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は利用者の利便を図るため、只見町在宅介護支援センター、只見町社会福祉協議会を經由

して入居申請書を受理することができる。

3 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 医師の診断書
- (2) 身元引受書
- (3) 緊急時における連絡先
- (4) その他町長が必要と認める書類  
(利用の決定)

**第7条** 町長は、前条に規定する申請書の提出があった場合、速やかに実態を調査し、利用の可否を決定し、入居決定通知書（様式第2号）又は入居却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により利用を決定したときは、事業受託者に対し居室入居依頼書（様式第4号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項に規定する実態の調査及び決定について在宅介護支援センター及び高齢者サービス調整チームを活用して決定することができる。

(変更届出等)

**第8条** 利用者又はその家族は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、入居変更（退居）届（様式第5号）を町長に届出をするものとする。

- (1) 利用者が入院等により利用できない状態が3箇月以上続いたとき。
- (2) 利用者が町外へ転居するとき。
- (3) 利用者の申し出により退居するとき。
- (4) その他利用の決定の内容に変更があったとき。

2 町長は前項の届出を受理したときは、事業受託者に対し速やかに様式第6号により変更の内容を通知するものとする。

(利用者負担)

**第9条** 利用者の使用した光熱水費については、その実費を利用者が負担するものとし、その額は別表のとおりとする。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成8年4月1日より施行する。

**附 則**（平成9年6月30日訓令第12号）

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

**附 則**（平成17年11月1日訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年11月28日訓令第12号）

この訓令は、平成18年12月1日から施行する。

**別表**（第9条関係）

オシドリ 1月当たり 1室 1人12,000円 2人18,000円

その他の居室 1月当たり 1室 1人10,000円 2人15,000円

当月の電気使用料が250kwhを超えた場合は、251kwhから300kwhまでは1kwh当たり20円32銭、300kwhを超える分については1kwh当たり21円85銭を乗じて得た額（10円未満切捨て）を加算する。

月の途中で入居又は退居する場合は、月の半数以上の日数の利用の場合は全額とし、半数未満の場合は半額とする。

様式第1号（第6条関係）

只見町高齢者生活福祉センター居室入居申請書

年 月 日

只見町長

申請者 住 所 只見町大字 字 番地  
氏 名 ㊦

下記のとおり居室入居したいので、只見町高齢者居住事業実施要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

世帯構成	氏 名	続柄	生 年 月 日	年齢	収 入 額
入居する理由					
備 考					

年 第 号  
月 月 日  
日

様

只見町長 印

只見町高齢者生活福祉センター居室入居決定通知書

年 月 日付で申込のありました只見町高齢者生活福祉センター居室入居については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 入居開始年月日 年 月 日から

2 利 用 料 1箇月 円

3 そ の 他

- (1) 利用料のほかに只見町高齢者居住事業実施要綱第9条により光熱水費は個人負担となります。
- (2) 外泊等する場合は、事前に連絡してください。

年 第 号  
月 月 日

様

只見町長

印

只見町高齢者生活福祉センター居室入居却下通知書

年 月 日付で申込のありました只見町高齢者生活福祉センター居室入居については、下記理由により却下したので通知します。

記

1 入居却下理由

社会福祉法人南会津会  
様

只見町長 印

只見町高齢者生活福祉センター居室入居依頼書

只見町高齢者生活福祉センター居室入居について、別紙只見町高齢者生活福祉センター居室入居決定通知のとおり決定したので、申請書の写し等を添えて依頼します。

- \* 入居日については、決定通知書のとおりですが、詳細については入居者と連絡してください。
- \* 添付書類 (1) 誓約書の写し  
(2) 診断書の写し  
(3) 身元引受書の写し  
(4) 緊急時における連絡先の写し

様式第5号（第8条関係）

只見町高齢者生活福祉センター入居変更（退居）届

年 月 日

只見町長

届出者 氏 名

㊞

下記のとおり只見町高齢者生活福祉センターの入居変更（退居）しますので、只見町高齢者居住事業実施要綱第8条第1項の規定により、届出ます。

記

入 居 者 氏 名	
入 居 年 月 日	年 月 日
変 更（退去）理 由	
退 居 年 月 日	年 月 日
転出の場合の転出先	
そ の 他	



年 第 号  
月 月 日

様

只見町長

印

只見町高齢者生活福祉センター入居変更（退居）通知書

年 月 日付で決定した只見町高齢者生活福祉センター居室入居については、下記のとおり変更（退居）したので通知します。

記

入居者氏名	
変更（退居）の理由内容	
変更（退居）の年 月 日	